

施政方針（抄）

本格的な少子高齢時代の到来により、年金や医療など様々な社会の制度が変わろうとしています。多岐多様化する地域の課題は、従来のような国による全国一律の画一的な制度の下では解決できず、地方分権による地域独自の取組みが求められています。その一方で、国と地方を問わず財政状況は逼迫しており、行財政のあり方の適切な見直しも待ったなしの状況です。

このような厳しい状況の中ではありますが、平成20年度当初予算編成に当たっては、現場の状況を十分に把握し、柔軟な発想で施策等を組み立てる「現在」の視点と、将来のまちのカタチを見据えて今の長崎を見つめなおし、あるべき姿へと近づけていく「未来」の視点、この二つの視点を踏まえて取り組むこととしました。

また、施策や事業の取組みに当たっては、たくさんの課題の中から優先順位をつけて取り組む必要があることから、「長崎の都市の個性を際立たせる」「安心していきいきと暮らせるまちを目指す」「市民と行政が力を合わせる」という「三つの方向性」を施策等の重点化を図る指針として定め、施策の充実・強化を図ることといたしました。

施政方針・・・市長のこの一年の市政運営の基本方針や政策をまとめたもの。

議員提出議案

2月定例会において議員提出議案の意見書2件、決議1件を可決し、意見書及び決議については、関係機関、関係行政庁及び国会に提出しました。

意見書

南が丘交番の存続並びに廃止された交番・駐在所の復活を求める意見書

後期高齢者医療制度に関する意見書

米兵による女子中学生暴行事件等に関する抗議決議

去る2月11日、女子中学生を乗用車内で暴行したとして、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

1995年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を想起させる今回の事件は、沖縄県民のみならず国民に大きな衝撃と恐怖を与えた。被害を受けた少女の恐怖、父母の悲しみと怒り、さらに地域の人々の憤りと不安ははかり知れないものがある。これは女性、しかも子どもの人権をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、断じて許すことができない。

沖縄県を初め日本各地で戦後60余年を経過した今日においても、米軍人・軍属などによる事件・事故が続発し、同事件以降においても米兵が酒酔い運転による道交法違反及び住居侵入の現行犯で相次いで逮捕されている。このような事件・事故が発生するたびに米軍や我が国政府に抗議・要請を重ねてきたが、綱紀肅正などの取り組みの実効性がまったく見えていない。

米軍は、今回の事件により沖縄県民及び基地周辺の住民が一層恐怖にさらされている現実と日本国民の怒りを受けとめ、今後どのような抜本的な方策を講じるのか、明確な謝罪と実効性のある犯罪防止策を示すべきである。

よって、長崎市議会は、住民の生命・財産・人権を守る立場から、米兵による女子中学生暴行事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への精神的なケアを十分行うこと。
- 2 被害者への謝罪及び完全な補償、加害米兵への厳正なる処罰を行うこと。
- 3 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の肅正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。

以上、決議する。

平成20年2月22日
長崎市議会